

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、入札書等の同時提出を求める試行工事である。

平成28年12月6日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局

川内川河川事務所長 坂元 浩二

### 1 工事概要

(1) 工事名 菱刈地区護岸工事

(2) 工事場所 鹿児島県伊佐市菱刈川南地先

(3) 工事内容

矢板護岸工 約190m、法覆護岸工 1式、排水構造物工 1式、  
構造物撤去工 1式、仮設工 1式

(4) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはいない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：平成29年4月1日から平成29年10月31日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(5) 使用する主要な資機材

鋼矢板（25H） 約40t、鋼矢板（Ⅲw） 約230t

(6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の工事のうち、品質確保の為に他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出確認を行い、入札書、工事費内訳書、申請書及び技術資料等の同時提出を求める試行工事である。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局川内川河川事務所経理課に承諾願を提出して行うものとする。

(10) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

(11) 本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。

(12) 総価契約単価合意方式の適用

① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

② 本方式の実施方式としては、

イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

（１３） 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16 国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

（１４） 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。

なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

（１５） 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。

なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

（１６） 本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（１７） 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（１８） 快適トイレの設置

本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１９） 本工事は、工事現場における環境改善を促進することを目的に、女性専用の更衣室兼休憩所の設置について、実績変更の対象とする試行工事である。

（２０） 本工事は、女性技能者が現場に従事したことを確認した場合に、工事成績で加点評価する試行工事である。

（２１） 本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用施工を行うことができる。

本工事におけるＩＣＴ活用施工は、河川土工において、①に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品することをいう。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

① ICT建設機械

- ・ブルドーザ（3次元マシンコントロール、又は3次元マシンガイダンス）
- ・バックホウ（3次元マシンコントロール、又は3次元マシンガイダンス）

- (22) 本工事は、当該現場（現場事務所等含む）を土曜・日曜に完全閉所とし、一切の作業は行わないことを、受注者が自らの意思で選択できる、完全週休2日制のモデル工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における一般土木工事に係るC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

ア) 河川又は砂防工事における矢板護岸工の施工実績を有すること。

※矢板護岸工とは、自立式又は控え式構造の基礎矢板、洗掘防止矢板、止水・遮水矢板を示し、仮設工及び小口止め工は除く。

但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。  
なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

- ① 1・2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
- ・1・2級建設機械施工技士の資格を有する者
  - ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「林業－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
  - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成13年度以降に、元請けの技術者として、上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）

但し、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 九州地方整備局における一般土木工事のうち、平成24年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

（イ）親会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 鹿児島県内の薩摩川内市（離島を除く）、薩摩郡さつま町、伊佐市、始良郡湧水町、霧島市、始良市、鹿児島市（離島を除く）、日置市、いちき串木野市、阿久根市、出水市に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格確認申請書に記載された本店の住所による。）があり、かつ川内川河川事務所管内（薩摩川内市（離島を除く）、薩摩郡さつま町、伊佐市、始良郡湧水町、霧島市横川町、霧島市牧園町）に営業所（一般競争（指名競争）参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

- (1 1) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (1 2) 本工事における他の入札参加者の下請予定者として確約した者でないこと。

### 3 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準  
入札説明書に示す各評価項目について、2～7段階で評価し加点する。
- (2) 総合評価の方法  
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～40点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。  
評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。
- (算出式) 標準点＋加算点＋施工体制評価点＝100点＋（0～40点）＋（0～30点）  
評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格
- (3) 落札方式
- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。  
（ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。  
（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。  
くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。
- (4) 技術資料の作成  
技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。
- (5) ヒアリングの実施（施工体制の審査）  
どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

### 4 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒895－0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号  
九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課  
電話0996－22－3272（直通） （内線225）
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
電子入札システムにより交付する。  
交付期間は別表1、①に示す期日。  
但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記（1）の担当部局に連絡すること。

- (3) 競争参加資格確認申請書提出表明書（以下「申請書提出表明書」という。）の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 別表 1、②に示す期間。
  - ② 提出場所： 上記（1）に同じ。
  - ③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合  
電子入札システムにより提出。ただし、容量が 3 MB を超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。  
(イ) 紙入札方式による場合  
提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。  
(ウ) 申請書提出表明書を提出した者は、下記（4）により申請書及び資料等を提出しなければならない。但し、入札説明書に示す場合を除く。
- (4) 申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間： 別表 1、③に示す期日。
  - ② 提出場所： 上記（1）に同じ。
  - ③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合  
電子入札システムにより提出。ただし、容量が 3 MB を超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。  
(イ) 紙入札方式による場合  
提出場所へ持参し、又は郵送等により提出する。  
(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。
- (5) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法
- 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局川内川河川事務所経理課に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
- ① 入札書の締切日時  
(ア) 電子入札対応の場合  
別表 1、④に示す期日。  
(イ) 紙入札方式による場合  
上記（ア）に同じ。
  - ② 開札の日時及び場所  
開札は、別表 1、⑤に示す日時に以下の場所にて行う。  
〒 8 9 5 - 0 0 7 5 鹿児島県薩摩川内市東大小路町 2 0 番 2 号  
九州地方整備局 川内川河川事務所 入札室
- (6) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第 6 条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。  
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

## 5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。



別表 1 本入札手続きに係る期間等

|   |               |                                                                                                     |
|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 入札説明書の交付期間    | 交付期間は平成28年12月6日から平成29年1月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である <u>12時00分</u> 。） |
| ② | 申請書提出表明書の提出期限 | 平成28年12月7日から平成28年12月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。（但し、最終日の受付締切時刻は12時00分）                   |
| ③ | 申請書及び資料等の提出期限 | 平成29年1月19日から平成29年1月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。（但し、最終日の受付締切時刻は12時00分）                    |
| ④ | 入札書の締切日時      | 平成29年1月24日 <u>12時00分</u>                                                                            |
| ⑤ | 開札の日時         | 平成29年2月20日 9時30分                                                                                    |